

会 議 録

会 議 名	令和 7 年度第 5 回東大和市国民健康保険運営協議会
開 催 日 時	令和 8 年 3 月 2 4 日（火） 午後 1 時 3 0 分
開 催 場 所	東大和市役所会議棟
出 席 者 氏 名	（１）運営協議会委員 井澤 典子、煙山 理加、内田 栄子、内野 恵、 佐藤 長人、山手 威人、荒殿 勝一郎、甘利 裕介、 松岡 寛、尾崎 義美、春山 泰毅、山本 陽一、 押本 修、中村 正経、末岡 弘 （２）健幸福祉部保険担当部長：関根 崇 （３）保険年金課長：吾郷 真利 （４）事務局（保険年金課） 北野係長、山田係長、後藤主事
議 題	日程第 1 令和 8 年度東大和市国民健康保険税の税率等について（報告） 日程第 2 令和 8 年度東大和市国民健康保険事業特別会計予算について（報告） 日程第 3 令和 7 年度東大和市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）について（報告） 日程第 4 その他（報告）
公開・非公開	公開
傍 聴 者 数	0 人
発 言 の 内 容	別紙会議録のとおり

尾崎会長	皆さん、こんにちは。それでは、会議を進めさせていただきますのでよろしくお願いします。まず、当協議会の委員の交代がございましたので、事務局から報告をお願いいたします。
関根部長	改めまして、こんにちは。健幸福祉部保険担当部長の関根でございます。会長からお話がございましたとおり、委員の交代につきまして、ご報告を申し上げます。お手元に当協議会の名簿をお配りしておりますので、ご覧いただきたいと思います。委員のうち、公益代表の委員につきましては、令和8年1月31日をもちまして、辞任をされております。後任につきましては、令和8年2月1日付で、新たな委員に就任をご承諾いただいているところであります。任期につきましては、前任委員の残任期間であります令和9年3月31日までとなっております。後任委員におかれましては、本日ご都合により会議をご欠席されておりますので、委嘱状の交付につきましては、会議後に別途対応させていただくことにさせていただきたいと思っております。また、次回ご出席いただいた際に、ご挨拶をいただきたいと思いますので、よろしくお願いします。
尾崎会長	ありがとうございます。それでは、第5回国民健康保険運営協議会を開催させていただきます。事務局から本日の出欠状況について、ご報告をお願いします。
吾郷課長	本日の委員の出席委員でございますが、委員総数17名中、出席委員は現時点で15名でございます。東大和市国民健康保険運営協議会規則第7条の規定に基づきまして、委員定数の2分の1以上の出席があり、また各区分から1名以上の出席があることから、本日の会議は成立していることをご報告させていただきます。以上でございます。

尾崎会長	ありがとうございました。次に、議事録署名人の指名をさせていただきます。 (議事録署名人の指名) それでは、お手元にお配りしております次第によりまして、会議を進めさせていただきます。「日程第1 令和8年度東大和市国民健康保険税の税率等について」でございます。説明をお願いいたします。
吾郷課長	それでは初めに、「日程第1 令和8年度東大和市国民健康保険税の税率等について」、ご報告申し上げます。右上に「日程第1」と記載があります資料をご用意ください。令和8年度の東大和市の国民健康保険税の税率をまとめた内容となっております。令和8年1月19日に開催いたしました第3回運営協議会と、令和8年1月30日に開催いたしました第4回運営協議会、こちらで諮問、答申をしていただきました。そちらの審議を経た後、2月下旬から開催いたしました令和8年第1回東大和市議会定例会に、東大和市国民健康保険税条例の一部改正を議案として提出させていただき、昨日、東大和市議会の承認を得ることができましたので、ここで改めてご報告をさせていただきます。 それでは、資料(1)所得割・均等割の表をご覧ください。こちらは課税区分になります。子ども分が追加になって、4区分となりました。令和8年度の医療分、支援金分、介護分の税率等につきましては、令和7年度の税率と同様で、据え置きとなっております。子ども分の税率は、(B)の箇所ですが、東京都が定める、東大和市の標準保険料率と同じ数値とさせていただいております。なお、高校生世代以下の被保険者の方につ

	きましては、子ども分の②均等割と、③18歳以上均等割は、課税されません。この表の右側に、参考として、課税区分ごとの令和8年度の国民健康保険事業費納付金の金額を記載しております。この納付金を納めるために必要な税率を東京都が算出して区市町村に参考として示した値が、左側の表の（B）の欄の標準保険料率となっております。 続きまして、裏面の2ページをご覧いただきたいと思います。まず（2）①課税限度額についてです。4つの課税区分の全てにおきまして、政令（地方税法施行令）で定める金額とさせていただきますいております。先日の運営協議会において、課税限度額は、今後改正される法令に示された法定額と同様とする取り扱いについてご承認いただいたことを踏まえまして、東大和市国民健康保険税条例に、具体的な課税限度額を規定せずに、政令で定める金額と規定させていただいたところでございます。具体的な金額は、医療分の課税限度額が、令和8年度は66万円から67万円に変更になる見込みです。また、子ども分の課税限度額は、3万円と改正される予定であります。これらの政令の改正時期は例年と同様の時期の見込みで、1週間後の3月31日の公布、4月1日施行となる予定でございます。続きまして、低所得者に対する均等割軽減判定所得の基準についてです。全ての課税区分で共通となります。こちら東大和市国民健康保険税条例には、具体的な金額は規定せずに、課税限度額と同様に、政令で定める金額とさせていただきます。具体的な金額につきましては、均等割の5割軽減が、30万5千円から31万円に、2割軽減が、56万円から57万円に改正される見込みです。こちらにつきましても、課税限度額
--	--

尾崎会長	と同様の改正時期となつてございます。説明は以上です。よろしくお願ひいたします。 ありがとうございました。説明が終わりましたのでご質問を受けたいと思います。皆様よろしくお願ひします。いかがでしょうか。 (質問・意見なし) それでは、「日程第１ 令和８年度東大和市国民健康保険税の税率等について（報告）」を終了とさせていただきます。 それでは引き続きまして、日程第２に移ります。「令和８年度東大和市国民健康保険事業特別会計予算について」の報告をお願ひいたします。
吾郷課長	続きまして、「日程第２ 令和８年度東大和市国民健康保険事業特別会計について」、ご報告を申し上げます。「日程第２」と記載があります資料をご覧ください。まず、初めに、歳入の項目についてです。第１款の国民健康保険税、こちらは１８億３，５２６万２千円で、前年度に比べまして、７，８７８万８千円の増額となっております。こちらの保険税率は今しがたご説明させていただいたとおりの税率となつてございます。続きまして、第４款の都支出金です。５７億６，２５５万７千円で、前年度に比べまして、１，８９８万４千円の増額となっております。都支出金のうち、保険給付費等交付金（普通交付金）は、５５億８，６３３万３千円で、前年度に比べまして、４３５万円の増額となつてございます。この交付金は、歳出における保険給付費に要する交付金として、東京都から交付されるもので、保険給付費の増額を見込んでおりますことから、増額となっております。続きまして、第６款の繰入金です。８億１２７

	万5千円で、前年度に比べまして、705万7千円の減額であります。こちらにつきましては、令和7年度まで予算として計上しておりました出産育児一時金繰入金の制度廃止に伴いまして、皆減され、その影響で減額となっております。また、その他の繰入金につきましては、1億2,834万9千円で、前年度に比べ、293万7千円の増額となっております。こちらは保健事業等に対する一般会計からの繰入金等でありまして、いわゆる赤字補填の対象となる繰入金は含まれておりません。最後に、歳入の合計欄をご覧ください。令和8年度の予算規模といたしましては、84億1,760万8千円で、前年度に比べ、8,815万1千円の増となっております。続きまして、裏面の歳出をご覧ください。歳出の主な項目につきまして、ご説明させていただきます。まず、第1款の総務費です。1億7,540万1千円で、前年度に比べて、1,751万円の増額です。主に職員人件費の給与改定による増額となっております。続いて、第2款の保険給付費です。こちらは56億3,415万9千円で、前年度に比べて、430万1千円の増額です。保険給付費としましては、前年の医療費実績等を勘案して算出しております。続いて、第3款の国民健康保険事業費納付金は、24億2,321万9千円で、前年度に比べまして、5,943万2千円の増額です。こちらは、東京都へ納める納付金ですが、新たに子ども・子育て支援納付金が増えたことによりまして、増額となっております。続いて、第4款の保健事業費です。保健事業費は、1億5,647万9千円で、前年度に比べ、110万6千円の増額です。特定健康診査、特定保健指導、ジェネリック医薬品の利用推進、レセプ
--	--

	トデータの分析による保健事業費の取組、それからデータヘルス計画中間評価に係る予算計上を行っております。続いて、第5款の諸支出金です。2, 535万円で、前年に比べて、580万2千円の増額であります。主に国民健康保険と被用者保険の資格が重複していた方に対しまして、国民健康保険の資格の喪失を行うことにより、納付済みの保険税に還付が発生しますので、その分の予算を増額しております。歳出の合計につきましても、84億1, 760万8千円で、歳入と同額となっております。令和8年度の国民健康保険事業特別会計予算といたしましては、前年度に比べまして、8, 815万1千円、率にして1. 1%の増となっております。簡単ではございますが、令和8年度東大和市国民健康保険事業特別会計予算の説明は、以上でございます。
尾崎会長	ありがとうございました。ただいま説明が終わりました。皆様方からご質問を受けたいと思います。いかがでしょうか。
	(質問・意見なし) それでは「日程第2 令和8年度東大和市国民健康保険事業特別会計予算について」を終了とさせていただきます。 引き続き「日程第3 令和7年度東大和市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)について」、事務局から説明をお願いいたします。
吾郷課長	続きまして、「日程第3 令和7年度東大和市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)について」、ご報告を申し上げます。右上に「日程第3」と記載のあります資料をお手元にご用意ください。まず、全体の補正額です。表の一番下の歳入・歳出の補正額合計欄の部分になりますが、いずれも4, 638

	万2千円の増額となっております。初めに歳入についてです。 第4款の都支出金は、2,800万円の増額あります。高額療養費の増額に伴いまして、保険給付費等交付金を増額したものであります。続いて、第6款の繰入金は、一般会計からの保険基盤安定制度繰入金の増額に伴いまして、1,690万6千円を増額しております。内訳は、保険者軽減分143万2千円、保険者支援分1,547万4千円であります。続きまして、第8款の諸収入です。こちらになりますが、147万6千円の増額となっております。こちらは過年度の精算による特定健康診査等負担金の計上によりまして、増額しております。以上のようにいたしまして、歳入の補正額としては、4,638万2千円となっております。 続いて、歳出の説明をさせていただきます。第2款の保険給付費です。こちらは、2,800万円の増額となっております。主に被保険者の高齢化及び医療の高度化に伴いまして、高額療養費に不足が見込まれましたので、増額をしております。続いて、第5款の諸支出金です。1,838万2千円の増額です。左側の表でご説明いたしました、歳入補正予算の「第6款繰入金」と「第8款諸収入」、こちらの合計金額につきまして、歳出補正予算の「第5款諸支出金」において、国民健康保険事業運営基金の積み立てとして増額するために、計上しております。令和7年度の基金残高の積み増しに寄与するものでございます。以上のようにしまして、歳出の補正額につきましても、4,638万2千円であります。こちらの補正予算は、令和8年第1回東大和市議会定例会の審議を経まして、承認を得ております。説明は以上です。よろしくお願いいたします。
--	---

尾崎会長	ありがとうございました。「日程第 3」について皆様方からご質問をお伺いいたします。いかがでしょうか。 (質問・意見なし) それでは、「日程第 3 令和 7 年度東大和市国民健康保険事業特別会計補正予算(第 3 号)について」を終了とさせていただきます。 次に、「日程第 4 その他」について、事務局からお願いいたします。
吾郷課長	それでは、「日程第 4 その他」について、次年度に向けた国民健康保険の主な取組についてご説明させていただきます。 まず、国民健康保険の子どもの均等割の保険税の軽減についてです。未就学児の均等割につきましては、今現在、5 割の軽減が適用される制度になっております。国の子育て世帯の負担軽減を図るという部分で、対象範囲を高校生世代まで拡充する取組の検討が進められてございます。この制度は令和 9 年 4 月 1 日の施行を予定しておりますので、令和 8 年度中に対応が求められることとなります。 続きまして、高額療養費の制度の見直しです。新たに年間の上限額などを設定いたしまして、令和 8 年 8 月 1 日から制度が施行される予定になっております。 続きまして、国民健康保険のデータヘルス計画の中間評価についてです。今現在、東大和市国民健康保険第 3 期データヘルス計画に基づいて、糖尿病の重症化予防などの保健事業の取組をしているところです。令和 8 年度が中間評価を行う年度になっておりますので、委託業者と共に中間評価を実施して参ります。

	最後になりますが、以上の取組に加えまして、来年度も引き続き、保険税の税率について、医療分、支援金分、介護分は納付金や基金の状況を見ながら、改めて、税率等を検討する取組が必要になってくると考えてございます。子ども分につきましては、段階的に国が納付金を引き上げるということですが、今回の条例改正で、東京都の市町村標準保険料率に合わせる内容の規定にさせていただいておりますので、そちらに応じた税率等に変更となる予定です。令和8年度も委員の皆様には情報共有をさせていただきながら、必要に応じて、会議の場で議題として取り上げさせていただき、お力添えを賜りたいと考えてございます。今後ともよろしくお願いいたします。報告は以上です。
尾崎会長	ありがとうございました。皆様方から、何かございますか。
	(質問・意見なし)
	それでは、「日程第4 その他」について、終了とさせていただきます。
	続きまして、今年度最後の運営協議会ということで、部長からご挨拶をいただきます。
関根部長	本日は大変お疲れ様でございました。本日が、今年度最後の国民健康保険運営協議会ですので、一言ご挨拶を申し上げます。今年度は本日を含めまして、計5回運営協議会を開催いたしました。その中でも、1月に、子ども・子育て支援納付金制度の創設に伴い、運営協議会に保険税の税率等について諮問させていただきました。運営協議会より答申をいただきました。こちらを基に市議会のほうにも説明させていただきまして、条例改正及び特別会計予算を編成することができました。これも

尾崎会長	ひとえに皆様のご協力のお陰と感じております。一方で令和8年度に新たな納付金制度が始まるということで、被保険者の方々には、保険税をご負担いただくこととなります。こちらにつきましては、被保険者の方々に、しっかりと周知をさせていただき、ご理解を得ながら事務を進めて参りたいと思っております。この件に関して何かありましたら、委員の皆様からご指導いただきたく存じますので、よろしくお願いいたします。 今後とも、国民健康保険制度につきましては、安定的かつ継続的な運営が求められます。令和8年度予算においては、一般会計からの赤字補填繰入は行わない状況でございますが、今後とも赤字繰入をせずに、安定した運営を行うことを目標として取り組んでいきたいと思っております。今後とも皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。 結びに当たりまして、今年度1年間、皆様には大変お世話になりました。改めて感謝を申し上げますと共に、皆様のご健勝とご多幸を祈念いたしまして、私の挨拶とさせていただきます。本日はありがとうございました。 それでは、これをもちまして、令和7年度第5回東大和市国民健康保険運営協議会を閉会とさせていただきます。本日はお疲れ様でした。ありがとうございました。
------	---